

この試験は、介護支援専門員実務研修受講希望者に対して事前に必要な専門知識等を有していることを確認するために行う筆記試験で、「登録試験問題作成機関」（財団法人社会福祉振興・試験センター）において作成された問題を全国一斉に行います。

1. 出題方式

- ・ 五肢複択方式とします。
- ・ 解答方法は、マークシート方式を採用します。

2. 出題区分、出題数、試験時間等

| 区 分 | 問題数 | 試験時間 | |
|--|---------------------|---|---|
| 【介護支援分野】 ・ 介護保険制度の基礎知識 ・ 要介護認定等の基礎知識 ・ 居宅、施設サービス計画の基礎知識等 | 25 問 | 試験時間 120 分 (10 : 00~12 : 00) | 【身体障害者等 受験特別措置】※2 ・ 点字受験者 試験時間 180 分 (10 : 00~13 : 00) ・ 弱視等受験者 試験時間 156 分 (10 : 00~12 : 36) |
| 【保健医療福祉サービス分野】 ・ 保健医療サービスの知識等 基 礎 総 合 ・ 福祉サービスの知識等 | 15 問 5 問 15 問 | 【解答免除の対象者】※1 1 問当たり 2 分（点字受験者は 3 分、弱視等受験者は 2 分 36 秒）で計算した時間を差し引きます。 | |
| 合 計 | 60 問 | | |

※1 解答免除の有無により、試験時間が異なります。

※2 身体に障害等のある受験者には、障害の種類及び程度に応じて、特別の配慮（試験時間の延長、別室の設定等）が行われます。

この配慮を希望する場合には、当財団へお申出ください。

3. 解答免除

下記に掲げた甲乙丙のいずれかの国家資格を有する者については、保健医療福祉サービス分野における当該専門にかかる事項の問題については解答を免除となりますので、受験申込時に当該資格の免許等の写し（コピー）を添付してください。その際、当該解答免除は受験者の希望による選択免除ではなく、一律免除となります。

なお、下記に掲げた甲乙丙の国家資格を重複して取得している者については、当該免許等の写し（コピー）を甲乙丙につき一資格ずつ添付してください。

また、国家資格取得者以外の受験者には、解答免除は行いません。

(1) 解答免除対象者

| 養成期間 区分 | 6 年 | 4 年以下 |
|---------------------|--|--|
| 保健医療サービス分野の知識等の免除職種 | 【甲】 医師、歯科医師 (以下「医師等」という。) 基礎 総合 | 【乙】 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、栄養士(管理栄養士)、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師 (以下「薬剤師等」という。) 基礎 総合 |
| 福祉サービスの知識等の免除職種 | | 【丙】 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士 (以下「福祉士」という。) 基礎 総合 |

(2) 解答免除の形態及び免除問題数

| 免 除 区 分 | | 問題数 | 【甲】 医師等 | 【乙】 薬剤師等 | 【丙】 福祉士 | 備考 |
|----------------------|--|-------------|------------|-------------|------------|---|
| 介護支援 分野 | 【介護支援分野】 ・介護保険制度の基礎知識 ・要介護認定等の基礎知識 ・居宅、施設サービス計画の基礎知識等 | 25 問 | 受験 | 受験 | 受験 | 甲乙丙、 甲丙又は 乙丙の資 格を有す る者につ いては、 双方が免 除対象と なりま す。 |
| 保健医療 福祉サー ビス分野 | 【保健医療サービス分野の知識等】 基 礎 総 合 | 15 問 5 問 | 免除 免除 | 免除 受験 | 受験 受験 | |
| | 【福祉サービスの知識等】 | 15 問 | 受験 | 受験 | 免除 | |
| 合 計 (解答数) | | 60 問 | 40 問 | 45 問 | 45 問 | |

(3) 解答免除による試験時間

| | | | | | | | | |
|------------|--------|-------|-------------|--------|-------|------------|--------|-------|
| 【甲】 医師等 | 一般受験者 | 80 分 | 【乙】 薬剤師等 | 一般受験者 | 90 分 | 【丙】 福祉士 | 一般受験者 | 90 分 |
| | 点字受験者 | 120 分 | | 点字受験者 | 135 分 | | 点字受験者 | 135 分 |
| | 弱視等受験者 | 104 分 | | 弱視等受験者 | 117 分 | | 弱視等受験者 | 117 分 |

4. 受験手数料

| | |
|-------|---|
| 受験手数料 | 8,000円 秋田県介護保険法関係手数料徴収条例第2条第1項及び第2項に規定する金額 |
|-------|---|